

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（復興庁）

制 度 名	復興特区法第 42 条に基づく地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除の対象事業の追加（その 1） 「再生可能エネルギー源を活用した小規模なエネルギーの供給に関する事業」				
税 目	所得税				
要 望 の 内 容	復興特区法第 42 条に基づく地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除の対象事業に、「再生可能エネルギー源を活用した小規模なエネルギーの供給に関する事業」を加える。  <table border="1" data-bbox="874 927 1484 1021"> <tr> <td data-bbox="874 927 1222 1021">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1222 927 1484 1021">▲6.8 百万円 （ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲6.8 百万円 （ — 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲6.8 百万円 （ — 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>改正後の規定により、東日本大震災の被災地において再生可能エネルギー源を活用した小規模のエネルギー供給に関する事業を普及させ、地域の課題の解決の促進を図るほか、「東日本大震災からの復興の基本方針」（復興基本方針）において総合的かつ計画的に実施することとされている「再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等の推進」に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現在、固定価格買取制度の開始も後押しとなり、再生可能エネルギーを活用した発電事業が盛んになっているが、メガソーラーのような広大な土地を利用するもののみならず、地域単位の小規模な発電の動きも見られる。</p> <p>発電事業は、その規模に応じて発電設備容量を調整することができるものの、系統連系に要する費用や工事費、諸手続き費がほぼ固定的に発生し、大規模な発電事業に比べて当該費用の負担が過重となり、事業が軌道に乗るか不透明なものとなる。</p> <p>また、被災地では、津波で住居をなくした住民の集団移転が計画されるなど、土地利用の状況が大きく変化し、限られた土地を最大限に有効に活用することが課題となっており、この中で、住居に適さない地域の土地にソーラーパネルを設置するなど再生可能エネルギーを活用したエネルギー供給事業に利用することが想定される。</p> <p>このような、被災地における、再生可能エネルギーの導入を促進させる際に用地が極めて限定的となる状況に鑑み、発電と土地活用を地域の課題として、当該地域の課題の解決を目指し、土地を有効活用した再生可能エネルギー源を活用したエネルギーの供給に関する事業を普及するため、当該事業への出資を促進することを目的として、所得控除を措置しようとするもの。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	現在政策体系を策定中。
		政策の達成目標	要望に係る対象事業者が復興特区法の対象区域全体で6社指定され、当該事業により地域の課題の解決が図られる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成28年3月31日までに指定を受けた株式会社への出資に適用される。
		同上の期間中の達成目標	要望に係る対象事業者が復興特区法の対象区域全体で6社指定され、当該事業により地域の課題の解決が図られる。
		政策目標の達成状況	地域の課題の解決のための事業を行う株式会社は未だ指定されていない。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	要望に係る対象事業者に出資する個人240者
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置により、再生可能エネルギー源を活用した小規模な発電事業が普及し、地域の課題の解決に寄与することをもって、復興基本方針に掲げる「災害に強い地域づくり」や「大震災の教訓を踏まえた国づくり」の実現に寄与する。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	農業資源に由来する再生可能エネルギー源を活用したエネルギー供給に関する事業(復興特区法施行規則1)
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	復興基本方針において促進することとされている再生可能エネルギーの導入を後押しするものであり、かつ、採算ベースに乗りにくい小規模の事業に特化して措置しようとするものである。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>—</p>